

生活困窮者自立支援法（生活保護法との違い）

	生活困窮者自立支援法		生活保護法
実施機関	都道府県、市および福祉事務所を設置する町村（都道府県等）		ほぼ同じ (〇〇知事、〇〇長)
対象	生活困窮者（生活保護受給者×） 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者 ※親に扶養されていても関係ない（対象になる）		生活に困窮する国民
支援内容	必須	・生活困窮者自立相談支援事業（委託できる） ・生活困窮者住居確保給付金の支給	8つの扶助
	任意	就労準備、家計改善、一時生活、こどもの学習支援等	



1

問題 59 生活困窮者自立支援法について適切なものはどれか。3つ選べ。

- 1 生活困窮者自立相談支援事業は、親に扶養されている成人の子も支援の対象としている。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業の自立相談支援機関には、弁護士の配置が義務付けられている。
- 3 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとされている。
- 4 生活困窮者自立相談支援事業は、社会福祉法人等に委託することはできない。
- 5 生活困窮者一時生活支援事業は、任意事業である。



2